



福祉医療費受給者証に関するお知らせ

※今まで所得要件に該当せず対象となっていない人や未申請の人でも、対象となる場合がありますので、お問い合わせください。

※住所や健康保険証等に変更があった場合は、忘れずに届け出てください。

◎重度心身障害者医療費助成制度

現在お持ちの受給者証の有効期限は、6月30日(金)です。7月1日以降も制度の対象となる人には新しい受給者証を6月中旬に郵送しますので、更新手続きは不要です。ただし、更新の受給要件を確認する必要がある人には、ご案内を郵送しますので、6月30日(金)までに更新手続きをしてください。

◎申請方法・提出先 窓口：障害福祉課、山陽総合事務所、埴生支所

郵送：〒756-8601 山陽小野田市役所 障害福祉課

◎乳幼児医療費助成制度・子ども医療費助成制度

■乳幼児医療費助成制度

●対象 未就学児

現在お持ちの受給者証の有効期限は、7月31日(月)です。8月1日以降の受給者証については、申請済みの人で、児童の父母の令和5年度市民税所得割(税額控除前)合計額が確認できる人には、7月下旬に郵送します。

■子ども医療費助成制度

●対象 小学1年生～中学3年生

現在お持ちの受給者証の有効期限は、7月31日(月)です。8月1日以降の受給者証は、7月下旬に郵送します。

◆子ども医療費助成制度について、8月1日以降は所得要件がなくなります。

○これまでに申請をしたことがあり、所得要件で対象にならなかった人

申請は不要です。8月1日から利用できる受給者証を、7月下旬に郵送します。

○これまでに申請をしたことがない人

ご案内を郵送しますので、手続きをしてください。

◎申請方法・提出先 窓口：子育て支援課、山陽総合事務所、埴生支所

郵送：〒756-8601 山陽小野田市役所 子育て支援課

◎ひとり親家庭医療費助成制度

18歳未満の児童がいるひとり親家庭の母・父および児童で、児童と同居する直系血族および兄弟のすべてが市民税所得割非課税の世帯(世帯分離していても、同じ家屋に住んでいる場合は同居とみなす)が対象です。(年少扶養親族、16～19歳未満の扶養親族の人数によって控除あり)

現在、受給者証を持っている人は、7月31日(月)までに更新手続きをしてください。

◎必要なもの 更新申請書、健康保険証

◎申請方法・提出先 窓口：子育て支援課、山陽総合事務所、埴生支所

郵送：〒756-8601 山陽小野田市役所 子育て支援課

問 障害福祉課 (☎82-1170)
子 子育て支援課 (☎82-1175)